

保育建築の設計について



渡辺 治……わたなべ・おさむ
渡辺治建築都市設計事務所 所長

1959年北海道生まれ。1985年北海道大学大学院工学研究科 建築工学専攻修士過程修了、1986年ペンシルバニア大学芸術学部 建築学科修士過程修了、1991年東京大学大学院工学研究科 建築計画学専攻博士過程（高橋鷹志研究室）修了。1992年渡辺治建築都市設計事務所設立。博士（工学）。主な受賞として、2015年ジョンソンタウンで都市景観大賞（国交省大臣賞）、2016年東京ゆりかご幼稚園+里山教育でキッズデザイン賞（内閣総理大臣賞）等がある。

保育の舞台としての施設の設計は、建築家はさまざまな社会状況を素早く察知し勉強しなければ事業が立ち行かなくなるばかりでなく、多くの人に迷惑をかける。

これまでの設計の実務経験をベースに要点をまとめようと試みた。これからはじめて保育建築を設計する若い建築家のために少しでも役立つと幸いである。

はじめに： 保育は感動的である

「三つ子の魂、百まで」と言われ、ハーバード大学の「人生を幸せにするのは何？（What makes a good life?）」に関する論文では、乳児時に受ける母親からの「愛情」によって生涯の年収がアメリカでおよそ900万円違ってくるなど、保育施設は重要な時期に子どもをあずかる施設なのである。東京都は0歳児に年間に600万円の税金を使う。大学生に対しては国立で約150万円。ここにも行政の園児に対する姿勢が現れている。

実際は、母親は自分の意図どおりにならない子どもに束縛され、会話も通じないことで、ひとり家でいるとストレスが増大する。保育施設にあずけている間はそのストレスから逃れられる。子育て支援室に乳児とでかけ、親同士が会話するだけでも、ストレスは一部

解消される。保育施設はひらたく言うと、親のストレスを解消させる役割を持つ。そのため働きに出るとするのが理由として大きい。

今年は、自分で設計した幼稚園と保育園の12園で保育の様子を観察した。お遊戯会や運動会などでは、子どもが育った様子をみて父兄がよく号泣する。もらい泣きする保育士さんもいる。褒められて歓喜の声をあげる子どもたち。悔しくて号泣する子どもたち。保育施設では、親たちに子どものほめ方、育て方、そして育った姿を示すことによって、育てるよろこびを教えていたのだった。



自分の子どもの演技を見て号泣する母親



保育士に褒められて歓喜する子ども

発注者側の事情：待機児問題 少子化前提から増子化への舵きり

待機児問題、少子化問題、学童問題、DV問題、離婚問題などのさまざまな社会的な問題を受けて、大都市圏と地方の問題差、温度差もある中で、政府や大都市圏、自治体は待機児対策、少子対策、障害児対策、児童擁護対策を打ってきた。

大都市圏の保育の現場では、入園希望が殺到しており、20園以上の名を挙げて希望を出す父兄もいるが、それでも入れないケースも多い。都市部では、公共による保育園（地方では幼稚園も民間はほとんどないケースがある）では到底足りず、民営化を進める一方で、幼稚園のこども園化も推奨され、この数年で数は倍化しているが（内閣府の2016年4月1日の調査で2,785園）、こども園にすると幼稚園の規模によっては運営費が逆に下がってしまうことがあり、東京都の認定こども園の数は唯一減少している。

保育園は国のでこ入れもあり、急速に増やしてはいるものの、土地不足と地域住民による反対、保育士、先生の不足という問題が生じており、人材確保に強い法人や株式会社に

矛先が向かっている。

こういった社会情勢の中、新しい保育の建物の必要性が高まり、国や自治体の補助金が投入され園舎が作られるが、昨今はいよいよ土地がなくなってきた、公共の公園の中にまで建てる動きさえある。地主に取り入って、社会福祉法人の借り主をつけるので、保育園用の建物を建て貸さないかと持ちかけて、工事を受注する会社までできた。UR（都市機構）は大都市部での賃貸事業が思わしくなく、賃貸住宅を解体し、社会福祉法人や医療法人に長期貸し付ける形で大規模な土地を供給する動きも急速に出てきている。

その結果、保育園ができると、私も働こうという主婦が増えて待機児が倍化する。開設する保育園は人材が確保できず保育の質の低下が懸念され始めている。保育士、幼稚園教諭の育成は急務であるが、人材は短時間で育たない。保育士の給料を上げればよいと論じられているが、人材を募集すると1人の枠に100人以上が応募する例もある。人材が他の分野に容易に流れる傾向はどの業態でも生じており、魅力的な職場のためのコミュニティ形成と空間づくりが重要で、まさに建築家の出番である。

高まる事業のハードル： 設計・施工を受ける側の事情と人手不足

サブプライムローンの破綻、震災、原発事故、政権の交代、IT産業への人気の集中などの社会の動きによって、残念ながら建築や設計業界の人材は一向に増える兆しが無いばかりではなく、大都市から流出している。一方で保育施設を増やしたいという自治体の意向に反して、保育士不足や住民反対などで開園できないケースが増えている。

以上のような社会的な事情があって、工期内に予算内に施設を建てて、無事運営がスタートするためのハードルが年々高まってきている。自治体によってはあらかじめ詳細な設計積算書の提出を求める場合があり、民間の仕事の仕方とは明らかに次元が違う。

経験が少ない設計事務所が保育建築の設計を受けると、入札が不調となるなどして、

注

*1 「教育」に関する日本の原点はユネスコの前文に書かれた「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」にある。「教育基本法」では「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」とされている。

*2 「福祉」という単語は戦後、憲法第25条の中に始めて登場すると同時に、「福祉」の充実は行政の義務になった。「公共の福祉」は原文ではSocial Welfareである。一方アメリカ合衆国憲法では「一般の福祉」でGeneral Welfareで定義されている。

工期や予算が守れないと、事業自体がたち行かなくなるだけでない。保育事業は自治体の政策の中に位置づけられて補助金、運営費などが政策に盛り込まれて動くものなので、公約違反など、その責任は自治体の長にまで及ぶことがある。そうなれば、設計を受けた建築家は即刻クビにされるだけでなく、生じた損害に対して償うすべもない。

不調にならないようにするためにどのようにしたらよいかは、紙面が限られているので詳細は「社会福祉施設・事業者のための規定集」（東社協）を参照していただきたいが、

- 工程管理：十分な時間の確保
 - 合理的な建築計画と積算管理
 - 施工者の選定と入札方法
 - 遂行能力とコンプライアンス、モラル
- などである。

今、社会福祉法人の運用費の不正流用などの事件を受けて、法人の運営に関してのガバナンスを改善するよう国が動き出しており、入札の仕方、予算の算出の仕方、建設業者の決め方、契約の承認など、決定プロセスとその判断基準に関してその都度、理事会などを開いて議事録を残すなどして、責任も明確化するよう求めてきている。

行政の事情、法人の事情、建築業界の事情を総合して、実現可能な工程表を書き、法人の施設整備費（国や自治体からの補助金を含む）を適正に支出する責任と義務を設計事務所が担う。

保育園は「福祉施設」であり、公共事業であるので、建築家は国、自治体、法人、そして働き手、利用者などの価値観と意図を素早く学び、常に修正して、その中で設計していかねばならず、商業的、不動産投資的な設計の価値観はほぼ役に立たないと思った方がよい。なぜならば、特に保育園の利用者は自治体が決めるので、建物の外観や空間で派手にふるまう必要がないからである。

集客施設ではないのである。その変わり、心地よさ、安心、衛生的、働きやすさなど、目に見えないが保育上、運営する上で本来建築に課せられていたはずの大切な部分の設計に腕をふるう機会が与えられる。こつこつと勉強したことが生かせる世界である。

私事であるが、大学院で老人ホームに泊まり込んで高齢者と会話し、アンケートをとった経験がいまだに設計に役立っている。

設計サイドから： 幼稚園と保育園の設計は次元が違う

幼稚園は「教育*1施設」であり、幼稚園施設基準では、1クラスや園庭の最低広さなどが決められおり、クラスをずらっとならべて、廊下もつくり、園庭から登園するスタイルの平面プランが多くなる。

それに比べて、保育園（法律上「保育所」と呼ばれる）は、「児童擁護施設」であり、施設基準には、年齢毎に確保しなければならない面積が決まられていて、1人あたりの面積は、幼稚園よりもはるかに大きなスペースが必要となるので、できるだけ保育室を大きく確保して廊下も作らないプランもある。親は子どもを抱いて保育室まで入ってくるので廊下と保育室という使用上の境界はあいまいにならざるを得ない。

以上のようなことは、実際に既存の保育施設の使われ方を観なければ理解できない。

保育園は低年齢なので、乳児などは放っておくと、うつぶせになって窒息死するケースがある。子どもを放っておくと、業務上過失致死に問われる危険性があるのが保育園なのである。そのため1人の保育士で数人しか観ることができない。例えば、1歳児、2歳児の食事から昼寝の様子は、まるで戦争である。ある子は騒ぐのをやめない。ある子はまったく食べようとしないで泣いている。ある子は吐いてしまう。6人の乳児を1人で扱う保育士には2本しか手がないのがもどかしく見えるくらいである。それに対して幼稚園は最低35人に1人の先生が担当していればよいことになっている。

法律サイドから： 「認定こども園」のおとし穴

かねてから幼稚園と保育園を統合しようとする動きがあり、「認定こども園」の規定が平成16年から練られて、建築基準法では平成28

年にやっと「幼保連携型認定こども園」の施設に関する項目が建築基準法に設けられた。

「認定こども園」の幼稚園型は通常朝9時から午後2時までを延長してこどもをあずかり共働きの支援をしようとするもので、保育園型はもともと朝7時半から17～18時（都市部では20時までの保育園もある）まであずかっていたのに加えて、専業主婦のために幼稚園と同じ時間帯だけあずかるメニューも用意するというもので、保育園が認定こども園化をするケースは幼稚園型のこども園に比べて極めてまれである。

建築基準法の改正にあたって、幼稚園法と児童擁護法の施設基準を改正しなかったために、建築基準法だけを守っていると2つの法律に合わない部分が出てしまった。基準法のみを守っていても、違法になるのである。竣工してからそれに気づいて屋根の形を変えて排煙窓を設けたという事例もある。

建築家の創造性の発揮

上記のようなことを述べると建築家の創造性が発揮できないのでは？と嘆く方もおられるかも知れない。これまで建築的な表現のために使ってきた高い技術を「福祉*2」のために応用すればよい。

例えば、最小の部材で最短で建てられる工法には高い技術を要する。少ない予算ですみやかに多くの震災後の住宅を建てられるとすると、建築の技術が「復興」に役立つ。少ない予算で理想的な施設が建てられれば、「保育」に寄与できる。こういったことに建築家の才能が生かせる時代がきたとも言える。

個人や民間の会社の価値観と対応する設計から、国や自治体、社会の要請、潜在的な傾向をこつこつと勉強して会話して形に置き換える設計をしなければならない。

福祉施設を設計するためには、膨大な資料の作成、そのための勉強が必要で、重い責任も発生する。しかし、完成した時に、施主はもちろん、自治体の長や政治家さんら、地域の支援者、入居希望者などが来て、ほんとうによかったと喜んでいただける。こんなやりがいのある仕事は他にあらうか。

KINDAI KENCHIKU

January

Vol.71
2017

近代建築

1

特集1 京橋エドグラン

特集2 六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業
住友不動産六本木グランドタワー
六本木グランドタワーレジデンス
六本木グランドプラザ

特集3 保育建築の計画と設計